

発議第 20 号

山形県議会情報公開条例の一部を改正する条例の制定について（案）

山形県議会情報公開条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県議会情報公開条例の一部を改正する条例

山形県議会情報公開条例（平成 12 年 7 月県条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第 9 条の 2 開示等決定又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項の規定は、適用しない。

第 10 条を次のように改める。

（審査請求に関する手続）

第 10 条 開示等決定又は開示請求に係る不作為について審査請求があった場合は、議長は、次に掲げる場合を除き、山形県議会情報公開審査会（以下「審査会」という。）に意見を求めて、当該審査請求に対する裁決をするものとする。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 審査請求の趣旨の全部を認容する旨の裁決をしようとする場合

第 11 条第 1 項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の第 10 条に規定する異議申立てについては、なお従前の例による。

以上の議案を、地方自治法第 109 条第 7 項及び山形県議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出します。

平成 27 年 12 月 22 日

山形県議会議長 野 川 政 文 殿

提出者 山形県議会議会運営委員長 小 野 幸 作

（提案理由）

行政不服審査法における審理手続等に関し、審理員による審理手続を適用しないこととするとともに、開示請求に係る不作為を山形県議会情報公開審査会に係る手続の対象とする等のため提案するものである。